

広島県告示第八百七十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定によって、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十年十月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 名称

大荒田特定猟具使用禁止区域

二 区域

安芸高田市向原町地内の江の川森林計画区第七十二林班及び第七十三林班「は」準林班の区域一円

三 存続期間

平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

一 名称

上寺家特定猟具使用禁止区域

二 区域

東広島市西条町地内の市道寺家正力線と一般国道四八六号線との交点を起点として、同所から同一一般国道を北西方に進み主要地方道東広島向原線との交点に至り、同所から同主要地方道を北方に進み山陽自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を南東方に進み林道龍王山線との交点に至り、同所から同林道を南方に進み市道吉行二九号線との交点に至り、同所から同市道を南方に進み市道寺家北七号線との交点に至り、同所から同市道を西方に進み市道諏訪一〇号線との交点に至り、同所から同市道を北西方に進み市道寺家正力線との交点に至り、同所から同市道を南西方に進み起点に至る線に囲まれた区域

三 存続期間

平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

一 名称

早戸特定猟具使用禁止区域

二 区域

福山市赤坂町早戸地内の市道瀬戸金江線と市道赤坂南二七号線との交点を起点として、同所から市道瀬戸金江線を北東方に進み市道山北一五号線との交点に至り、同所から市道南東方に進み市道山北早戸線との交点に至り、同所から同市道を北東方に進み市道山北地頭分五号線との交点に至り、同所から同市道を南東方に進み中国電力株式会社の送電線との交点に至り、同所から同送電線を南西方に進み同社の送電線との交点に至り、同所から同送電線を西方に進み、市道赤坂南二七号線との交点に至り、同所から同市道を南方に進み起点に至る線に囲まれた区域

### 三 存続期間

平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

### 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器